

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会会員規程

制定 昭和50年 4月15日
改正 昭和63年 5月25日
改正 平成 元年 2月 7日
改正 平成 6年12月21日
改正 平成28年12月20日

第1条 この規程は、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会定款第32条第3項の会員について定めることを目的とする。

第2条 本会の会員は、正会員並びに賛助会員とする。

第3条 正会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 1号会員 地区社会福祉協議会
- (2) 2号会員 自治会連絡協議会
- (3) 3号会員 地区民生委員児童委員協議会
- (4) 4号会員 保護司会
- (5) 5号会員 社会福祉施設
- (6) 6号会員 当事者団体
- (7) 7号会員 社会福祉活動団体
- (8) 8号会員 社会福祉協力団体
- (9) 9号会員 社会福祉に関する学識経験者
- (10) 10号会員 社会福祉に関係ある行政機関

第4条 会員となるには、別に定める様式により申込をし、会長の承認を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、9号会員並びに10号会員については、この限りではない。

第5条 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、自主的に加入する個人又は法人とする。

第6条 会員は、別に定めるところにより会費を納入しなければならない。ただし、9号会員並びに10号会員については、この限りではない。

第7条 会員は、次に掲げる場合、退会したものとする。

- (1) 会員から申出があった場合。
- (2) 会員としての資格を失った場合。
- (3) 死亡した場合。

第8条 会員が本会の名誉を汚し、又は目的に反する行為があった場合は、理事会の承認を得て除名することができる。

2 前項の除名を行う場合は、文書をもってその旨を当該会員に通知しなければならない。

附 則

この規程は、昭和50年4月15日から施行し、同年4月9日から適用する。

附 則

この規程は、昭和63年5月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年12月21日から施行し、同年11月18日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年12月20日より施行し、平成29年2月14日から適用する。